

立川市民の健康づくりの推進に向けた連携に関する協定書

立川市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会東京支部（以下「乙」という。）は、甲の市民に対する健診（検診）事業に係る受診勧奨や健康づくりに関する取り組み等、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の市民並びに乙の被保険者及び被扶養者（以下「市民等」という。）に対する健康づくりの推進に向けた取り組みについて、甲と乙が相互に連携及び協力して行うことを通じて、市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して協力及び取り組むこととする。なお、実施方法、実施時期等やその他具体的な実施事項については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- （1） 健診（検診）の受診勧奨について、効果的な勧奨を行うための取り組み
- （2） 市民等の健康課題の把握のための特定健康診査結果等の活用
- （3） その他、随時または緊急に協議調整を行った事項

（再委託等）

第3条 乙は、書面により事前に甲の承諾を得た場合に限り、連携・協力事項のために合理的に必要な範囲内で、連携・協力事項の一部を第三者に対し再委託できるものとする。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務（個人情報の取扱いがある業務は除く。）の再委託に当たっては、甲の承諾を要しない。

（知的財産権の帰属）

第4条 連携・協力事項により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議のうえ、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に乙の承諾を得るものとする。

（資料等の貸与など）

第5条 甲は、所有する資料等を連携・協力事項に必要な範囲内で乙に貸与するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討、実施により得た情報（秘密である旨が示された情報に限る。）を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示、漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第8条 甲及び乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙が協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合は、本協定を解除することができる。

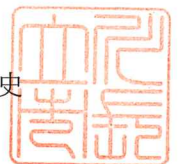
（疑義等の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名し、押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月25日

甲 東京都立川市泉町 1156 番地の 9  
立川市  
代表者 立川市長 酒井 大史



乙 東京都中野区中野 4 丁目 10 番 2 号  
中野セントラルパークサウス 7 階  
全国健康保険協会 東京支部  
支部長 柴田 潤一郎

